



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

本文へ

Multi language



文字サイズ 標準 拡大

出入国在留管理庁

公表情報

各種手続

在留支援

相談窓口・情報

関係法令

入管政策・統計

調達・採用情報

外国人生活支援ポータルサイト

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

第四次出入国管理政策懇談会第21回会合：議事概要

1 日時	平成16年9月27日（月）午後2時～午後4時
2 場所	法曹会館・高砂の間
3 出席者	（敬称略）

(1)	第四次出入国管理政策懇談会
	楠川絢一（座長）、紀陸 孝、グレゴリー・クラーク、高橋 進、多 目黒依子、吉川精一

日本語

ページトップ

(2)) 法務省入国管理局
	三浦入国管理局長、蒲原官房審議官、榊原総務課長、高宅入国在留課長、西尾警備課長、三好登録管理官、沖参事官、佐々木難民認定室長、石田出入国情報管理室長、上原入国管理企画官

4	<p>会議経過</p> <p>訪日観光客の拡大等、留学生等の受入れ問題、研修・技能実習制度の在り方について、それぞれ入国管理局から説明を行った後、意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。</p>
---	---

(1)) 訪日観光客の拡大等について
-------	-----------------

○	上陸審査の際、再入国者以外の者等に絞った重点審査を行うことで、不法入国者等をいかに阻止するかということが重要である。
○	上陸の許否を決するに当たっては、判断の客観性をこれまで以上に担保することが重要である。
○	訪日観光客の拡大のためには、具体的な方策に基づくロードマップが必要である。

(2)) 留学生等の受入れ問題について
-------	------------------

○	留学生が卒業後に就職活動を行うことができる「短期滞在」の在留資格を容認したことは評価に値するが、180日間では就職のための準備期間としては半端であり、1年程度の準備期間を設けてはどうか。また、インターンシップを活用するなどの措置も重要である。
○	日本における留学生のアルバイトが可能な時間の上限は、欧米諸国と比べて緩く設定されている。このことが、日本ではかなり長時間働くことができるというメッセージとなり、勉学以外の目的で来日する留学生を増やす要因になっているのではないか。
○	留学生の卒業後の滞在について、就職先の有無で画一的に判断するのではなく、留学生の学力レベルや資格、文系・理系の違い等も考慮に入れて判断すべきではないか。
○	留学生の就職という観点からすると、一大学にあまりに多数の留学生がいる場合は、就職支援を行う大学の留学生課の職員が限定されていることから、十分な支援ができないと思われる。
○	留学生の管理を大学側に求める取組みも重要である。

(3)) 研修・技能実習制度の在り方について
-----	---------------------

○	研修生、技能実習生が単純労働者として日本に定着しない仕組みが必要である。そのため、例えば、研修・技能実習期間を一定期間にして、延長を認めない代わりに何度も来日できるようにするなどの方策も考えられる。
○	研修・技能実習制度が効果的に運用されている事例もあるが、趣旨の

	旨を踏まえた柔軟な対応のメリハリが重要である。
○	研修・技能実習制度には国際貢献という趣旨も含まれるが、実際は日本の必要性が中心となっている場合が多く、現地の開発計画等、送り出し国のニーズを把握することも必要ではないか。
○	技能実習移行対象職種には、ソフトウェア開発等が含まれておらず、現在の日本の産業構造を反映したものになっていない。

(文責 法務省入国管理局)

出入国在留管理庁
紹介

- 出入国在留管理庁の概要
- 地方出入国在留管理官署
- 庁舎の移転・整理統合
- 情報発信
- 日本に入国された外国人のみなさまへ～新規入国者向けガイドンスページ～

公表情報

- プレスリリース
- 更新情報
- 各種公表資料
- その他の公表情報

各種手続

- 手続の種類から探す
- 在留資格から探す
- Q&A
- 情報公開
- 個人情報保護
- 公文書管理

在留支援

- 外国人生活支援ポータルサイト
- 外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

日本語 受 付

関係法令

入管政策・統計

調達・扱

ページトップ

外国人在留総合イン
フォメーションセン
ター等

ワンストップ型相談
センター

外国人在留支援セン
ター（FRESC／フレ
スク）における相談

外国人との共生施策
に係る御意見・御要
望（御意見箱）

パブリック・コメン
ト

入管法違反者に関す
る情報提供

職員等の違法又は不
適正と思われる行為
に関する情報提供

セクハラ事案につい
ての通報・相談

公益通報

関係法令

国会提出法案

最近の入管法改正

入管政策・白書

特定技能制度

外国人との共生施策

統計

パブリックコメント

調達情報

採用案内



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞
が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
Tel03-3580-4111（法務省代表）
（法人番号：7000012030004）

[サイト
マップ](#)

[リンク・著作
権等について](#)

[出入（帰）国記録に係
る開示請求について](#)



外国人在留支援セン ター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷
1-6-1 四谷タワー13階
Tel0570-011000（代表）
※出入（帰）国記録、外国人登
録原票等の開示請求について
のお問合せはこちら
情報システム管理室出入国情報
開示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All

[ページトップ](#)

日本語